1. 意匠法(改正条文)

(定義等)

第二条 (略)

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。)の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若し くは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。)をする行為を いう。

4 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

(意匠登録の要件)

第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願 後に第二十条第三項又は第六十六条第三項の規定により意匠公報に掲載されたもの<u>(以下この条において「先の意</u> <u>匠登録出願」という。</u>)の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一 又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。 ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定に より先の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載され たものを除く。)の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、 かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であ ることを証明する書面を意匠登録出願の日から<u>三十日</u>以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(願書の記載又は図面等の補正と要旨変更)

第九条の二 願書の記載(第六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同条第二項の規定により記載した事 項を除く。第十七条の二第一項及び<u>第二十四条第一項</u>において同じ。)又は願書に添付した図面、写真、ひな形若し くは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があつた後に認められたときは、 その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

(関連意匠)

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、<u>当該関連意匠の</u>意匠登録出願の 日(第十五条において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条第一項又は第四十三条の二第 一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二 月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百 三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にスト ックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定によ り最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において 同じ。)<u>がその本意匠</u>の意匠登録出願の日<u>以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が</u> 掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の 日前である場合に限り、<u>第九条第一項又は第二項</u>の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。 2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、前項の 規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

<u>3 第一項</u>の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。

<u>4</u> 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、<u>第九条第一項</u> 又は第二項の規定は、適用しない。

(秘密意匠)

第十四条 (略)

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠登録出願と同時に、又は第 四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

ー・ニ (略)

3・4 (略)

(拒絶の査定)

第十七条 審査官は、意匠登録出願が次の各号の一に該当するときは、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨 の査定をしなければならない。

一 その意匠登録出願に係る意匠が第三条、第三条の二、第五条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、<u>第十条</u> <u>第一項から第三項まで、</u>第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用す る特許法第二十五条の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。

二~四 (略)

(存続期間)

第二十一条 意匠権 (関連意匠の意匠権を除く。)の存続期間は、設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から二十年をもつて終了する。

(登録意匠の範囲等)

第二十四条(略)

2 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行 うものとする。

<u>(侵害とみなす行為)</u>

第三十八条 次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満 了までの各年

について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

- ー 第一年から第三年まで 毎年八千五百円
- 二第四年から第十年まで毎年一万六千九百円
- 三第十一年から第二十年まで毎年三万三千八百円

2~5 (略)

(回復した意匠権の効力の制限)

第四十四条の三 (略)

2 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

-・ニ (略)

三当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

(意匠登録無効審判)

第四十八条 意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録 無効審判を請求することができる。

一 その意匠登録が第三条、第三条の二、第五条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第二項若しくは第三項、
第十五条第一項において準用する特許法第三十八条又は第六十八条第三項において準用する特許法第二十五条の
規定に違反してされたとき。

二~四 (略)

2~4 (略)

(再審により回復した意匠権の効力の制限)

第五十五条 (略)

2 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審 の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

ー・二 (略)

三善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為

<u>(侵害の罪)</u>

第六十九条 意匠権又は専用実施権を侵害した者(第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為 とみなされる行為を行つた者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十九条の二第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(両罰規定)

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑 を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

<u>二</u> (略)

2 (略)

<u>3</u>第一項の規定により第六十九条、第六十九条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。